

# 中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル (震災特例省令版)

平成 24 年 4 月改訂  
中小企業庁財務課

【本マニュアルは、平成 24 年 4 月 1 日施行の東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年経済産業省令第 22 号)による改正後の東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の内容に沿って記載しております。】

## 目次

第1節 震災特例省令の概要	3
第2節 用語について	5
1. 東日本大震災（省令第1条第1項）	5
2. 中小企業者（法第2条、施行令、規則第1条第1項、省令第1条第2項）	5
3. 特定贈与認定中小企業者（省令第1条第3項）	5
4. 特定相続認定中小企業者（省令第1条第4項）	5
5. 贈与認定前中小企業者（省令第1条第5項）	6
6. 相続認定前中小企業者（省令第1条第6項）	6
7. 震災特例中小企業者（省令第2条第1項）	6
8. 常時使用する従業員・従業員数証明書（規則第1条第6項、省令第1条第7項）	6
9. 警戒区域設定指示等（省令第1条第8項）	8
第3節 東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認	9
1. 確認について	9
2. 確認事項について（省令第2条第1項）	9
3. 確認の手続（省令第2条第2項）	13
4. 確認の通知（省令第2条第3項）	23
5. 確認の取消し（省令第2条第4項）	23
第4節 経済産業大臣の認定の特例等	24
1. 認定の特例について	24
2. 特定贈与認定中小企業者に対する特例等（省令第3条第1～4項）	24
（1）事業継続要件の特例（省令第3条第1項）	24
（2）売上割合及び雇用割合に係る報告（省令第3条第2項）	30
（3）合併・株式交換等があった場合の特例（省令第3条第3項）	34
（4）年次報告時における提出書類の追加（省令第3条第4項）	35
3. 特定相続認定中小企業者に対する特例等（省令第3条第5項）	35
（1）事業継続要件の特例（読替後の省令第3条第1項）	36
（2）売上割合及び雇用割合に係る報告（読替後の省令第3条第2項）	41
（3）合併・株式交換等があった場合の特例（読替後の省令第3条第3項）	42
（4）年次報告時における提出書類の追加（読替後の省令第3条第4項）	43
4. 認定を受けようとする会社に対する認定要件の特例（省令第3条第6～8項）	43
5. 経営承継贈与者の相続が開始した場合の特例（省令第3条第9項）	45
第5節 合併・株式交換等があった場合の従業員数及び売上金額（省令第4条関係）	46
1. 従業員数の加算	46
2. 売上金額の加算	48
（参考）読替表	51

## 凡例

主な法令等の略称は以下のとおり。

法・・・・・・・・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

規則・・・・・・・・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

省令・・・・・・・・東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令

## 第1節 震災特例省令の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「規則」といいます。）は、① 遺留分に関する民法の特例、② 事業承継時の金融支援措置、③ 事業承継税制の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成20年5月9日に第169回通常国会において可決・成立し、平成20年10月1日（遺留分に関する民法の特例に係る規定については平成21年3月1日）から施行されております。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令」が、平成23年12月14日に公布・施行されました。本省令は、東日本大震災により被害を受けたことについて経済産業大臣の確認を受けた会社に対し、その被害の態様に応じ、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる法第12条第1項の経済産業大臣の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第8号に係る事由のものに限る。）に係る要件のうち、雇用確保要件等を免除する等の措置を講ずるものです。

特例の趣旨を被害の態様ごとに概説すると、まず、東日本大震災により資産の被害が大きい会社（省令第2条第1項第1号に該当する会社）については、当該会社が事業用資産の滅失等により事業活動の一時的・長期的な中断を余儀なくされ、その雇用を維持できなくなることに加え、事業用資産が滅失しているため総資産に対する特定資産（規則第1条第12項に規定する現金・有価証券等のいわゆる非事業用資産）の割合や総売上高に占める特定資産に係る収入割合が必然的に高まること等が想定されるため、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件<sup>1</sup>の充足が困難であることが考えられ、特例によってこれらの要件を免除する措置を設けております。

次に、東日本大震災により従業員の多くが属する事業所が被災した会社（省令第2条第1項第2号に該当する会社）については、総資産に占める被災した資産の割合が大きくなるとも、常時使用する従業員の2割以上が属する被災事業所が滅失又は損壊し継続して勤務ができない状況になることによって、必然的に相続時・贈与時の8割の雇用確保が困難になることに加え、被災事業所の雇用を維持できなくなるにより従来は形式的に資産管理会社に該当していたとしても事業実態要件（規則第6条第2項に規定する常時使用従業員5名以上等の要件）を充足していた認定会社等が常時使用従業員5名を確保できずに当該事業実態要件を満たせなくなる等が想定されるため、雇用確保要件及び資産管理

---

<sup>1</sup> 本マニュアルにおいて、「資産管理会社」とは、規則第1条第12項に規定する「資産保有型会社」及び規則第1条第13項に規定する「資産運用型会社」のことをいい、「資産管理会社非該当要件」とは、資産管理会社に該当してはならないこととする要件（規則第6条第1項第7号ロ及びハ、同項第8号ロ及びハ、第12条第1項第5号及び第6号、同条第3項第5号及び第6号 他）のことをいいます。

会社非該当要件の充足が困難であることが考えられ、特例によってこれらの要件を免除（雇用確保要件は被災事業所に係るもののみ免除）する措置を設けております。

最後に、東日本大震災により売上高が大幅に減少した会社（省令第2条第1項第3号に該当する会社）については、被災地域（指定地域）に本店が所在すること等により風評被害やサプライチェーンの断絶などの間接被害を受け、当該会社の売上高が震災前と比して大幅に減少したことにより、その雇用を維持できなくなることに加え、雇用を維持できなくなることにより従来は形式的には資産管理会社に該当していたとしても事業実態要件を充足していた認定会社等が常時使用従業員5名を確保できずに事業実態要件を満たせなくなること等が想定されるため、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件の充足が困難であることが考えられ、一定の要件の下、特例によってこれらの要件を緩和又は免除する措置を設けております。

図表 1 震災特例の概要

	(1) 資産の被害が大きい会社	(2) 従業員の多くが属する事業所が被災した会社	(3) 売上高が大幅に減少した会社								
被害の態様 【経産大臣の確認事由】	$\frac{\text{被害を受けた資産}}{\text{総資産}} \geq 30\%$ <p>「被害を受けた資産」とは次の資産をいう。 ① 震災により滅失等した資産 ② 原発警戒区域等に所在する資産 (注) ①②は、一定の非事業用資産を除く</p>	$\frac{\text{被災事業所の従業員数}}{\text{従業員の総数}} \geq 20\%$ <p>「被災事業所」とは次の事業所をいう。 ① 震災により損壊し、震災直後6月間、従業員が本来業務に従事できなかった事業所 ② 原発警戒区域等に所在する事業所</p>	$\frac{\text{震災直後6月間の売上高}}{\text{前年同期間の売上高}} \leq 70\%$ <p>売上減に加え、会社は、次のいずれかの要件を満たす必要あり。 イ 指定地域*2に本店が所在したこと ロ 震災により事業用建物が損壊したこと</p>								
事業継続要件の緩和 【対象：認定会社*1】	<p>◎ 次の事業継続要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社*3に非該当【10年間】</p> <p>(注)【】内は緩和期間（以下、右において同じ）</p>	<p>◎ 次の事業継続要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社に非該当【10年間】</p> <p>(注) 被災事業所以外の事業所に係る雇用80%確保要件は、免除の対象外</p>	<p>◎ 年間売上高に応じて、次の事業継続要件を緩和</p> <p>① 雇用80%確保【最長5年間】 ② 資産管理会社に非該当【最長10年間】</p> <p>(注) 下表の売上割合に応じた雇用割合が確保されているときに限る。*4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上割合 (震災直前年度との対比)</th> <th>雇用割合 (相続・随時との対比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%未満</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>70%以上～100%未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・随時との対比)	70%未満	免除	70%以上～100%未満	40%	100%以上	80%
売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・随時との対比)										
70%未満	免除										
70%以上～100%未満	40%										
100%以上	80%										
猶予税額の免除事由の追加	◎ 破産等した場合には、事業継続期間内（適用から5年間）であっても猶予税額を免除										
認定要件の緩和 【対象：認定を受けようとする会社*1】	<p>◎ 次の認定要件を免除</p> <p>① 雇用80%確保 ② 資産管理会社に非該当 ③ 事前確認及び後継者の直前役員就任 (注) ③は特例の対象となる相続が「震災後」である場合のみ免除</p>										

(\*1) 本特例の対象となる認定会社（認定を受けようとする会社）は、後継者が、平成23年3月10日以前の贈与又は平成24年6月13日以前の相続により対象株式等を取得する場合に限ります。  
(\*2) 「指定地域」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律29号）第34条第1項に規定する指定地域をいいます。  
具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県全域並びに埼玉県、新潟県、長野県の一部（平成24年2月現在）です。  
(\*3) 「資産管理会社」とは、有価証券、一定の不動産、現金・預金等、特定資産の保有割合が総資産の70%以上の会社やこれらの特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の一定の会社をいいます。  
(\*4) 「(3) 売上高が大幅に減少した会社」が本特例を継続するためには、一定期間にわたり毎年、売上割合及び雇用割合を経済産業局及び税務署へ報告する必要があります。

## 第2節 用語について

### 1. 東日本大震災（省令第1条第1項）

省令でいう東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害のことをいいます。

### 2. 中小企業者（法第2条、施行令、規則第1条第1項、省令第1条第2項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、図表2のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のような会社又は個人とされています。本省令においては、規則第6条第1項第7号又は第8号に係る経済産業大臣の認定の特例を定めるため、会社である中小企業者が対象です。

図表2 法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金	従業員数		資本金	従業員数
	又は			又は	
製造業その他	3億円以下	300人以下	→	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下			
小売業	5千万円以下	50人以下	→	3億円以下	300人以下
サービス業		100人以下	→	5千万円以下	200人以下

### 3. 特定贈与認定中小企業者（省令第1条第3項）

特定贈与認定中小企業者とは、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第7号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者のうち、当該認定に係る贈与の時が東日本大震災の発生前であった中小企業者をいいます。当該認定に係る贈与の時が東日本大震災発生後である場合については、本省令の特例の対象となりません。

### 4. 特定相続認定中小企業者（省令第1条第4項）

特定相続認定中小企業者とは、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者のうち、当該認定に係る相続の開始の日が、平成20年10月1日から平成24年6月13日までの間である中小企業者をいいます。

## 5. 贈与認定前中小企業者（省令第1条第5項）

贈与認定前中小企業者とは、中小企業者の代表者（贈与時以後において代表者である者に限る。）が東日本大震災の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第7号の事由に係るものに限る。）を受けようとする、会社である中小企業者をいいます。前述3.の特定贈与認定中小企業者の定義と同様に、東日本大震災発生後の贈与により取得した場合には、本省令の特例の対象となりません。

## 6. 相続認定前中小企業者（省令第1条第6項）

相続認定前中小企業者とは、中小企業者の代表者（被相続人の相続の開始の日から5月を経過する日以後において代表者である者に限る。）が平成20年10月1日から平成24年6月13日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第12条第1項の認定（規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る。）を受けようとする、会社である中小企業者をいいます。

## 7. 震災特例中小企業者（省令第2条第1項）

上記3.～6.にある、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者を総称して、「震災特例中小企業者」といいます。

## 8. 常時使用する従業員・従業員数証明書（規則第1条第6項、省令第1条第7項）

常時使用する従業員とは、規則第1条第6項に規定する常時使用する従業員をいい、具体的には以下のいずれかに該当する従業員をいいます。（以下、「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル 平成23年11月改訂」より、該当部分を抜粋）

- ①厚生年金保険法第9条、船員保険法第2条第1項又は健康保険法第3条第1項に規定する被保険者（厚生年金保険法第18条第1項若しくは船員保険法第15条第1項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第39条第1項に規定する保険者等の確認があった者に限る。）
- ②当該中小企業者と2月を超える雇用契約を締結している者で75歳以上であるもの

法に基づく経済産業大臣の確認や認定の申請をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出する必要があります。規則及び省令では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

## ① 厚生年金保険<sup>2</sup>の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあつては、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所においては、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

## ② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあつては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所においては、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通

---

<sup>2</sup> 厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

### ③ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めています。下記の掲げのような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ・厚生年金保険や健康保険の適用事業所でない場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

## 9. 警戒区域設定指示等（省令第1条第8項）

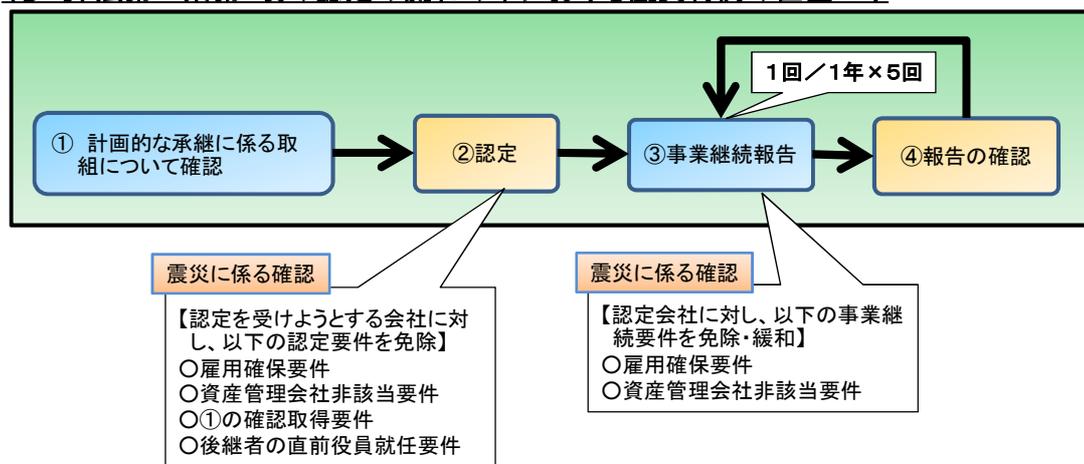
「警戒区域設定指示等」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、原子力災害対策特別措置法第15条第3項等により、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が、市町村長又は都道府県知事に対して行った、警戒区域の設定を行うことの指示（警戒区域）、住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示（避難指示区域・計画的避難区域）をいいます。

### 第3節 東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認

#### 1. 確認について

特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者（以下、これらの者を総称して「震災特例中小企業者」といいます。）は、認定要件又は事業継続要件に係る特例を受けるためには、東日本大震災により被害を受けたことについて、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。経済産業大臣の確認事項の詳細については次の本節 2. を、特例内容の詳細については第4節を参照ください。

#### （参考）法第12条第1項の認定の流れの中における震災特例の位置づけ



#### 2. 確認事項について（省令第2条第1項）

震災特例中小企業者は、省令第2条第1項第1号～第3号のいずれかに該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができます。

##### （1）資産の被害が大きい会社（省令第2条第1項第1号）

- 一 平成二十三年三月十日における当該震災特例中小企業者の資産の帳簿価額の総額に対する当該震災特例中小企業者の次に掲げる資産（規則第一条第十二項第二号に規定する特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。
  - イ 東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産
  - ロ 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産（イに掲げるものを除く。）

省令第2条第1項第1号に該当するためには、平成23年3月10日における資産の帳簿価額の総額に対する①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産と②警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の帳簿価額の合計額の割合が30%以上あることが必要です。

①震災により滅失（通常の修繕では原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（帳簿価額）	+	②警戒区域設定指示等が行われた日において当該指示等の対象区域内に所在した資産（帳簿価額）	$\geq 30\%$
H23.3.10における資産の総額（帳簿価額）			

分子の計算上、施行規則 1⑫二の特定資産（有価証券、自社利用外不動産、現預金、ゴルフ会員権、貴金属等）は除かれる。

上記計算式の分子①及び②の資産には規則第 1 条第 12 項第 2 号の特定資産（有価証券等、現に自ら使用していない不動産、ゴルフ会員権等、絵画・貴金属等、現預金その他これらに類する資産）は除かれます。特定資産の詳細は、「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル 平成 23 年 11 月改訂」の第 1 章第 2 節 12.「資産保有型会社（施行規則第 1 条第 12 項）」を参照してください。また、「警戒区域設定指示等」の定義については、第 2 節 9. を参照してください。

なお、資産の帳簿価額の総額並びに滅失等した資産及び警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した資産の帳簿価額の合計額の算定に際しては、以下の点に留意が必要です。

- 【資産の帳簿価額の算定】**
1. 貸借対照表に計上されている帳簿価額により算定する。
  2. 但し、減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価額であり、取得価額ではないことに留意する。
  3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価額の総額、滅失等した資産・警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した資産の帳簿価額の合計額から控除しないことに留意する。

(2) 従業員の多くが属する事業所が被災した会社（省令第 2 条第 1 項第 2 号）

- 二 当該震災特例中小企業者の平成二十三年三月十日における常時使用する従業員の数に対する当該震災特例中小企業者の次に掲げる事業所（以下「被災事業所」という。）の常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。
- イ 平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して常時使用する従業員が当該震災特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限り。）において、同年三月十日に使用していた常時使用する従業員の数
- ロ 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（イの事業所を除く。）において、同日の前日に使用していた常時使用する従業員の数

省令第2条第1項第2号に該当するためには、震災特例中小企業者の平成23年3月10日における常時使用する従業員の数に対する、①損壊等により震災直後6月間継続して従業員が本来の業務に従事できなかった事業所において平成23年3月10日に使用していた常時使用する従業員の数と②警戒区域設定指示等の対象区域内の事業所において警戒区域設定指示等が行われた日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が20%以上であることが必要です。なお、①②の事業所を併せて「被災事業所」といいます。

①損壊等により、震災直後6月間継続して従業員が業務に従事できなかった事業所においてH23.3.10に使用していた常時使用する従業員の数	+	②警戒区域設定指示等の対象区域内の事業所において警戒区域設定指示等が行われた日の前日に使用していた常時使用する従業員の数	$\geq 20\%$
H23.3.10における常時使用する従業員の総数			

被災事業所のうち、①の事業所は、以下イ、ロのいずれもみたま事業所のことをいいます。なお、「常時使用する従業員」の定義については、第2節8.を参照してください。

イ 平成23年3月11日から同年9月10日までの間継続して常時使用する従業員が本来の業務に従事することができなかった事業所

ロ 東日本大震災により滅失、又はその一部若しくは全部が震災により損壊した事業所イの「本来の業務」とは、例えば、当該被災事業所の主たる業務に係る生産活動や売上・仕入を発生させる業務等のことであり、いわゆる点検業務や清掃業務などの管理業務等は本来の業務には該当しません。

②の事業所の「警戒区域設定指示等」の定義については、第2節9.を参照してください。

(3) 売上高が大幅に減少した会社（省令第2条第1項第3号）

三 当該震災特例中小企業者（東日本大震災の発生直前において指定地域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する指定地域をいう。）内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限る。）のイに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

イ 平成二十二年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額

ロ 平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額

省令第2条第1項第3号に該当するためには、まず、震災特例中小企業者の平成22年3月11日から同年9月10日までの間における売上金額に対する平成23年3月11日から同年9月10日までの間（震災直後6月間）における売上金額の割合が70%以下であ

ることが必要です。

$$\frac{\text{震災直後 6 月間 (H23.3.11~H23.9.10) の売上高の合計}}{\text{上記期間の前年同期間 (H22.3.11~H22.9.10) の売上高の合計}} \leq 70\%$$

次に、当該震災特例中小企業者は、上記の売上金額割合をみたすことに加えて、以下①②のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①東日本大震災の発生直前において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 34 条第 1 項に規定する指定地域内（財務省告示にて指定。図表 3 参照。）に本店を有していた会社

図表 3 指定地域

都道府県名	指定地域
青森県	全域
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	全域
栃木県	全域
埼玉県	加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限る。） 久喜市
千葉県	全域
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

（出典：財務省 HP、平成 24 年 2 月現在<sup>3</sup>）

②現に事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社

東日本大震災発生直前において事業の用に供していた建物が、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社であることです。事業の用に供していた建物とは、事務所、店舗、工場その他これらに類する建物のことをいいます。

<sup>3</sup> 最新情報は、財務省 HP

([http://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/index.htm)) を御確認ください。

### 3. 確認の手続（省令第2条第2項）

震災特例中小企業者が、省令第2条第1項の確認を受けようとする場合には、以下の提出者の種別ごとに定められた提出期限までに、所定の申請書（様式第1）及び添付書類を地方経済産業局に提出して、経済産業大臣の確認の申請をする必要があります。

なお、申請期限までに提出されなかった場合においても、経済産業大臣（経済産業局長）が期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく申請書及び事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書が期限内に提出されたものとみなされます。

種別	確認申請の提出期限				
特定贈与認定中小企業者	平成24年12月13日まで				
特定相続認定中小企業者	—				
<table border="1"> <tr> <td>認定に係る相続の開始の日が、<u>平成23年12月13日以前</u></td> <td>平成24年12月13日まで</td> </tr> <tr> <td>認定に係る相続の開始の日が、<u>平成23年12月14日～平成24年6月13日までの間</u></td> <td>規則第7条第2項に規定する認定申請期限まで （＝認定に係る相続の開始の翌日から8月を経過する日まで）</td> </tr> </table>	認定に係る相続の開始の日が、 <u>平成23年12月13日以前</u>	平成24年12月13日まで	認定に係る相続の開始の日が、 <u>平成23年12月14日～平成24年6月13日までの間</u>	規則第7条第2項に規定する認定申請期限まで （＝認定に係る相続の開始の翌日から8月を経過する日まで）	
認定に係る相続の開始の日が、 <u>平成23年12月13日以前</u>	平成24年12月13日まで				
認定に係る相続の開始の日が、 <u>平成23年12月14日～平成24年6月13日までの間</u>	規則第7条第2項に規定する認定申請期限まで （＝認定に係る相続の開始の翌日から8月を経過する日まで）				
贈与認定前中小企業者	規則第7条第2項に規定する認定申請期限まで （＝認定に係る贈与の日の属する年の翌年の1月15日まで）				
相続認定前中小企業者	規則第7条第3項に規定する認定申請期限まで （＝認定に係る相続の開始の日の翌日から8月を経過する日まで）				

#### （1）申請書の記載要領

申請書は、次の様式を使用してください。

<p>様式第1</p> <p style="text-align: center;">東日本大震災に係る確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣名 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 会社所在地</p>
---

会 社 名

電 話 番 号

代表者の氏名

印

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第2条第1項の確認（同項第1号に係るものに限る。）（同項第2号に係るものに限る。）（同項第3号に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 震災特例中小企業者について

震災特例中小企業者の種別	<input type="checkbox"/> 特定贈与認定中小企業者（東日本大震災発生前の贈与に係る認定を受けた中小企業者） <input type="checkbox"/> 特定相続認定中小企業者（平成20年10月1日から施行日以後6月を経過する日までの相続に係る認定を受けた中小企業者） <input type="checkbox"/> 贈与認定前中小企業者（東日本大震災発生前の贈与に係る認定を受けようとする中小企業者） <input type="checkbox"/> 相続認定前中小企業者（平成23年3月11日前の相続に係る認定を受けようとする中小企業者） <input type="checkbox"/> 相続認定前中小企業者（平成23年3月11日から施行日以後6月を経過する日までの相続に係る認定を受けようとする中小企業者）
法第12条第1項の認定の年月日及び番号	年 月 日（ 号）
贈与の日 又は 相続の開始の日	年 月 日
贈与税申告期限 又は 相続税申告期限	年 月 日

2 省令第2条第1項第1号関係

東日本大震災により被害を受けた資産（施行規則第1条第12項第2号の特定資産を除く。）の明細表			
種別	資産名	帳簿価額	所在地
イ 東日本大震災により滅失（通常		円	

の修繕によって は原状回復が困 難な損壊を含 む。)をした資産			円
			円
			円
			円
	(1)小計		円
ロ 警戒区域設定 指示等の対象区 域内に所在して いた資産			円
			円
			円
			円
	(2)小計		円
イ及びロの資産の 帳簿価額の合計額	(3)=(1)+(2)		円
資産の帳簿価額の 総額	(4)		円
資産の帳簿価額の総額に対するイ及びロの資産の帳簿価 額の合計額の割合	(5)=(3)÷(4)		%

### 3 省令第2条第1項第2号関係

被災事業所	イ 常時使用する 従業員が本来の 業務に従事でき なかつた事業所	事業所名	
		事業所所在地	
		主たる事業内容	
		被災状況	<input type="checkbox"/> 事業所が滅失又はその全部若しくは一部 が損壊した。 <input type="checkbox"/> 事業所が滅失又はその全部若しくは一部 が損壊していない。

	常時使用する従業員が本来の業務に従事できなかった期間	平成23年3月11日 ~ 年 月 日		
□ 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所	事業所名			
	事業所所在地			
	主たる事業内容			
常時使用する従業員の数	平成23年3月10日における震災特例中小企業者の常時使用する従業員の数	平成23年3月10日におけるイの事業所の常時使用する従業員の数	警戒区域設定指示日の前日におけるロの事業所の常時使用する従業員の数	
	(1) = (a) + (b) + (c) - (d)	(2) = (e) + (f) + (g) - (h)	(3) = (i) + (j) + (k) - (l)	
	人	人	人	
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)	(e)	(i)
	人	人	人	
	70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	(f)	(j)
	人	人	人	
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)	(k)	
人	人	人		
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)	(h)	(l)	
人	人	人		
震災特例中小企業者の常時使用する従業員の数に対する被災事業所の常時使用する従業員の数の割合	(4) = ((2) + (3)) / (1)		%	

#### 4 省令第2条第1項第3号関係

震災特例中小企業者の本店所在地が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第34条第1項に規定する指定地域への該当の有無。	<input type="checkbox"/> 本店所在地が指定地域内に所在する。 (本店所在地: ) <input type="checkbox"/> 本店所在地が指定地域内に所在していない。
震災特例中小企業者の事業用建物の被害状況	<input type="checkbox"/> 事業用建物が滅失又は損壊した。 <input type="checkbox"/> 事業用建物が滅失又は損壊していない。



(記載要領の補足)

「2 省令第2条第1項第1号関係」(資産の被害が大きい会社)

①「資産名」には、以下の区分を参考に記載してください。土地や建物については、用途も併せて記載してください。なお、規則第1条第12項第2号の特定資産は対象外です。

- ・ 土地 (〇〇製造工場用地、〇〇販売用店舗用地・・・)
- ・ 建物 (〇〇製造工場、〇〇販売用店舗・・・)
- ・ 付属設備
- ・ 構築物
- ・ 機械及び装置
- ・ 工具、器具及び備品
- ・ リース資産
- ・ 製品及び商品
- ・ その他の事業用資産

②「資産の帳簿価額の総額」には、貸借対照表上の資産の部の合計額を記載してください。

「3 省令第2条第1項第2号関係」(従業員の多くが属する事業所が被災した会社)

①「事業所名」には、被災事業所に該当する事業所名を記載してください。なお、当該会社に事業所が1つのみである場合には、会社名を記載してください。

②「主たる事業内容」には、被災事業所の東日本大震災発生時において営んでいた事業内容(一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など)を記載してください。

③「常時使用する従業員が本来の業務に従事できなかった期間」には、被災事業所で使用されている常時使用する従業員が震災特例中小企業者の本来の業務に従事できなかった期間を記載してください。

「本来の業務」とは、例えば、当該被災事業所の主たる業務に係る生産活動や売上・仕入を発生させる業務等のことであり、いわゆる点検業務や清掃業務などの管理業務等は本来の業務には該当しません。

④「常時使用する従業員の数」には、それぞれの項目について、該当する人数を記載してください。なお、「役員の数」には、従業員としての身分も有する役員(いわゆる使用人兼務役員)を除いた数を記載してください。

「4 省令第2条第1項第3号関係」(売上高が大幅に減少した会社)

①「震災特例中小企業者の売上金額の合計」には、該当する期間における売上金額を記載してください。

(2) 添付書類

○省令第2条第1項第1号（資産の被害が大きい会社）

①貸借対照表等

- i) 平成23年3月10日時点の震災特例中小企業者の資産の帳簿価額の総額を証する貸借対照表を提出してください。
- ii) 資産が滅失等した場合においては、滅失等する直前における当該資産の帳簿価額を証する書類（固定資産台帳等）を併せて提出してください。
- iii) 資産が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合においては、警戒区域設定指示等が行われた日における当該資産の帳簿価額を証する書類（固定資産台帳等）を併せて提出してください。

※上記i)～iii)について、直前の事業年度末日から平成23年3月10日又は警戒区域設定指示等が行われた日までの間に当該資産について著しく増減がないため、帳簿価額の計算に影響が少ないと認められるときは、平成23年3月11日又は警戒区域設定指示等が行われた日が属する事業年度の直前の事業年度末日における貸借対照表や固定資産台帳等を提出しても差し支えありません。

②資産が滅失等した旨を証する書類

i) り災証明書等の写し

資産が滅失等した場合においては、その資産の所在地の市町村長等が発行するり災証明書等の写しを提出してください。

ii) その他の滅失等を証する書類

特段の事情により、り災証明書等を取得できない場合は、被災写真など被災状況を証するものを提出してください。

③資産が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた旨を証する書類

当該資産の所在地を証する会社又は固定施設に係る登記事項証明書（あるいは固定資産に係る課税明細書）などを提出してください。

④その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、省令第2条第1項第1号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

○省令第2条第1項第2号（従業員の多くが属する事業所が被災した会社）

①従業員数証明書

第2節8.の従業員数証明書を提出してください。なお、当該会社が事業所を2以上有し、その事業所に被災事業所以外の事業所がある場合であって、かつ、被災事業所で使用していた常時使用する従業員数が当該従業員数証明書では明らかでない場合（一の事務所で社会保険等を一括管理している場合であって被災事業所とそれ以外の事業所の従業員が当該従業員数証明書では判別できない場合等）にあつては、被災事業所又はそれ以外の

事業所における出勤簿や業務日誌など、被災事業所で使用していた従業員数を明らかにする書類も併せて提出してください。

②常時使用する従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを証する書類

上記期間における売上又は仕入の有無によって、本来の業務に従事することができなかったことを証することができる場合は、総勘定元帳、仕訳帳、売上帳又は仕入帳などの上記期間における売上・仕入がなかったことを証する書類を提出してください。また、出勤簿や業務日誌によって、本来の業務に従事することができなかったことを証することができる場合はそれらの書類を提出してください。

③事業所が滅失又は損壊したことを証する書類

i) リ災証明書等の写し

滅失又は損壊した事業所の所在地の市町村長等が発行するリ災証明書等の写しを提出してください。

ii) その他の損壊を証する書類

特段の事情により、リ災証明書を取得できない場合にあっては、被災写真など被災状況を明らかにするものを提出してください。

④事業所が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた旨を証する書類

当該事業所の所在地を証する会社又は固定施設に係る登記事項証明書（あるいは固定資産に係る課税明細書）などを提出してください。

⑤その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、省令第 2 条第 1 項第 2 号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

○省令第 2 条第 1 項第 3 号（売上高が大幅に減少した会社）

①売上金額が減少したことを証する書類

i) 平成 22 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

ii) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの売上金額を証する書類

上記期間における総勘定元帳や売上帳を提出してください。

②登記事項証明書

指定地域内に本店を有していたことを証する場合には、東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されている登記事項証明書を提出してください。なお、東日本大震災発生後に本店を移転した場合は、東日本大震災の発生直前において指定地域内に本店が所在していたことを証する履歴事項証明書を提出してください。

③事業用建物が滅失又は損壊したことを証する書類

事業用建物が滅失又は損壊したことを証する場合には、次の書類を提出してください。

i) リ災証明書等の写し

滅失又は損壊した事業用建物の所在地の市町村長等が発行するり災証明書等の写しを提出してください。

ii) その他の滅失又は損壊を証する書類

特段の事情により、り災証明書を取得できない場合にあっては、被災写真など被災状況を明らかにするものを提出してください。

④その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、省令第2条第1項第3号の要件に充足していることを証するために参考となる書類を提出してください。

以上の要件と添付書類の対応関係を整理すると、下表のとおりです。

要件		添付書類（第2条第2項）
第2条 ①一	震災日の前日における当該震災特例中小企業者が有する資産の帳簿価額の総額に対する当該震災特例中小企業者の次に掲げる資産の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること	○貸借対照表【一号イ】 ○滅失等した資産の帳簿価額を証する固定資産台帳【一号イ】 ○警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した資産の帳簿価額を証する固定資産台帳【一号イ】 等
	東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下同じ。）をした資産であること	○り災証明書等の写し【一号ロ】 ○その他の滅失等を証明する書類（被災状況が分かる写真等）【一号ロ】 等
	警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産であること	○警戒区域設定指示等の対象区域内に資産が所在していた旨を証する書類【一号ハ】 ・会社に係る登記事項証明書 ・固定施設に係る登記事項証明書 等
第2条 ①二	震災日の前日における常時使用する従業員の数に対する被災事業所の常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること	○従業員数証明書【二号イ】 ※事業所ごとに分かれていない場合は出勤簿・業務日誌も併せて提出 等
	震災日から平成二十三年九月十日までの間継続して常時使用する従業員が当該震災特例中小企業者の本来の	○継続して本来の業務に従事することができなかったことを証する書類【二号ロ】 ・総勘定元帳、仕訳帳、売上帳、仕入帳

	業務に従事することができないと認められる事業所であること	・出勤簿、業務日誌 等
	事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊していること	○り災証明書等の写し【二号ハ】 ○その他の被害を証明する書類（被災状況が分かる写真等） 等
	警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所であること	○警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた旨を証する書類【二号ニ】 ・会社に係る登記事項証明書 ・固定施設に係る登記事項証明書 等
第2条 ①三	平成二十二年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額の合計に対する震災日から平成二十三年九月十日までの間における売上金額の割合が百分の七十以下であること	○売上金額が減少したことを証する書類【三号イ】 ・総勘定元帳、売上帳 等
	当該震災特例中小企業者の本店が東日本大震災の発生直前において指定地域に所在していたこと	○会社に係る登記事項証明書【三号ロ】
	現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社であること	○り災証明書等の写し【三号ハ】 ○その他の被害を証明する書類（被災状況が分かる写真等） 等【三号ハ】

### (3) 申請方法

省令第2条第1項の確認の申請は、全国9ヶ所にある地方経済産業局にて受け付けております。窓口にて提出していただく以外にも、郵送による提出が可能です。

#### <地方経済産業局 中小企業課 連絡先一覧>

北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (代表) 011-709-1783 (直通)
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111 (代表) 022-222-2425 (直通)

関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 合同庁舎1号館	048-601-1200（代表） 048-600-0321（直通）
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748（直通）
近畿経済産業局 産業部中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6000（代表） 06-6966-6023（直通）
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5661（直通）
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5～7階	087-811-8900（代表） 087-811-8529（直通）
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階	092-482-5447（直通）
沖縄総合事務局 経済産業部 小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031（代表） 098-866-1755（直通）

<経済産業省本省連絡先>

中小企業庁 事業環境部 財務課	〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号	03-3501-1511（代表） 03-3501-5803（直通）
-----------------------	--------------------------------	--------------------------------------

**4. 確認の通知（省令第2条第3項）**

経済産業大臣（経済産業局長）は、確認をした際には、申請者に対して確認書を交付します。

**5. 確認の取消し（省令第2条第4項）**

偽りその他不正の手段により確認を受けたことが判明したときは、その確認は取り消されます。

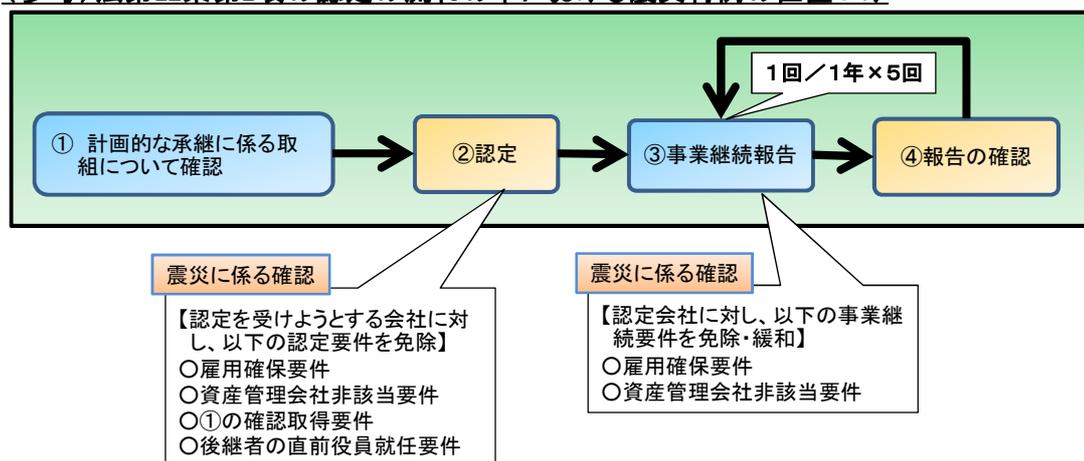
## 第4節 経済産業大臣の認定の特例等

### 1. 認定の特例について

震災特例中小企業者は、東日本大震災により被害を受けたことについて、経済産業大臣の確認を受けた場合は、雇用確保要件<sup>4</sup>や資産管理会社非該当要件などについて、認定要件又は事業継続要件<sup>5</sup>に係る特例を受けることができます。なお、認定を受けようとする会社が認定を取得した後は、認定会社と同様の措置があります。

以下の解説では、2.において震災特例中小企業者のうち、特定贈与認定中小企業者の事業継続要件の特例等について説明しており、3.において当該特定贈与認定中小企業者の事業継続要件の特例が読み替えて適用される特定相続認定中小企業者の事業継続要件の特例等について説明しております。また、4.において認定を受けようとする会社に対する認定要件の特例、5.において経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（規則13条第1項）の特例について解説しております。

#### （参考）法第12条第1項の認定の流れの中における震災特例の位置づけ



### 2. 特定贈与認定中小企業者に対する特例等（省令第3条第1～4項）

#### （1）事業継続要件の特例（省令第3条第1項）

＜資産の被害が大きい会社に対する特例＞

- 一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実が該当することとなった場合であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実が該当しないものとみなす。

<sup>4</sup> 本マニュアルにおいて、「雇用確保要件」とは、相続時・贈与時における従業員数に対する報告基準日等における従業員数の割合を確保していなければならない要件（規則第6条第1項第7号又、同項第8号リ、第9条第2項第3号又は同条第3項第3号 他）のことをいいます。

<sup>5</sup> 本マニュアルにおいて、「事業継続要件」とは、規則9条第2項又は第3項に規定する認定取消事由のことをいいます。

省令第2条第1項の確認（第1号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、平成23年3月11日以後における事業継続期間（贈与税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期限））中において、雇用確保要件（規則第9条第2項第3号）及び資産管理会社非該当要件<sup>6</sup>（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除されます。

（参考）規則第9条第2項

2 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一～二 （略）

三 贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。）又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

四～十一 （略）

十二 当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十三 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十四～二十三 （略）

<sup>6</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除することとなっている。

《従業員が多くが属する事業所が被災した会社に対する特例》

二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合又は当該特定贈与認定中小企業者が贈与報告基準日（規則第十二条第一項に規定する贈与報告基準日をいう。以下同じ。）若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における被災事業所の常時使用する従業員の数が法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時にける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が規則第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時にける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限り。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。

省令第2条第1項の確認（第2号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、平成23年3月11日以後における事業継続期間（贈与税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期限））中において、資産管理会社非該当要件<sup>7</sup>（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除されます。

雇用確保要件（規則第9条第2項第3号）については、平成23年3月11日以後における事業継続期間中において、被災事業所の贈与報告基準日における常時使用する従業員数が贈与時における常時使用する従業員数の8割を満たせなかったことにより、当該中小企業者全体として雇用確保要件を満たせなかった場合は、免除されます。

ただし、被災事業所以外の事業所の贈与報告基準日における常時使用する従業員数が贈与時における常時使用する従業員数の8割を満たしていない場合は、この特例の適用はありません。従って、当該確認を受けた特定贈与認定中小企業者が雇用確保要件（規則第9条第2項第3号）を満たしていない場合にあっては、規則第12条第1項に規定する年次報告事項の1つである常時使用する従業員数の報告の際に、当該被災事業所以外の事業所が上記雇用8割を満たしているか否かもチェックを受ける必要があります。

<sup>7</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除することとなっている。

《売上高が大幅に減少した会社に対する特例》

三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実該当することとなった場合であっても、売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）における常時使用する従業員の数の割合をいう。次項において同じ。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から当該特定基準日までの期間は、これらの事実該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

省令第2条第1項の確認（第3号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、図表4に示す売上割合に応じた雇用割合を確保しているときに限り、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が震災後最初に到来する特定基準日である場合は平成23年3月11日）の翌日から当該特定基準日までの期間は、雇用確保要件（規則第9条第2項第3号）及び資産管理会社非該当要件<sup>8</sup>（規則第9条第2項第12号及び第13号）が免除又は緩和されます。

<sup>8</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、一定の要件の下、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除されることとなっている。

**図表 4 売上割合及び雇用割合**

売上割合 (震災直前事業年度との対比)	雇用割合 (贈与時との対比)
70%未満	免除
70%以上～100%未満	40%
100%以上	80%

本号に規定する主な用語の定義は以下のとおりです。

①震災直前事業年度

震災直前事業年度とは、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

②売上事業年度

売上事業年度とは、規則第 12 条第 1 項第 6 号に規定する贈与報告基準年度<sup>9</sup>のうち、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいいます。

③特定基準日

売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいいます。

④雇用基準日

特定基準日の翌日から 1 年を経過する日をいいます。

⑤売上割合

震災直前事業年度における売上金額に対する売上事業年度における売上金額の割合をいいます。

$$\frac{\text{贈与報告基準日の属する事業年度の直前事業年度  
(震災日が属する事業年度以前のものを除く。=売上事業年度)の売上高の合計}}{\text{震災日が属する事業年度の直前事業年度(=震災直前事業年度)の売上高の合計}} = \text{売上割合}$$

⑥雇用割合

贈与の時における常時使用する従業員の数に対する雇用基準日における常時使用する従業員の割合をいいます。

$$\frac{\text{売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日(=特定基準日)の  
翌日から一年を経過する日(=雇用基準日)における常時使用従業員の数}}{\text{贈与の時における常時使用従業員の数}} = \text{雇用割合}$$

特定贈与認定中小企業者は、売上割合を判定した報告基準日(=特定基準日)から 1

<sup>9</sup> 規則第 12 条第 1 項第 6 号に規定する贈与報告基準年度とは、贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいいます。

年を経過する日（雇用基準日）に当該売上割合に応じた雇用を確保する必要があります。このように、雇用を確保する時期が 1 年ずれている理由は、会社が直近の売上割合を把握（損益計算書を作成するなどの決算処理後）してから雇用を調整するまでに一定の期間が必要であること等を勘案しているためです。

なお、本号の特例を受ける特定贈与認定中小企業者は、引き続いて同号の特例の適用を受けようとする場合には、売上割合及び雇用割合について、経済産業大臣（経済産業局）に定期的に報告しなければなりません。報告手続の詳細については、次の本節 2.(2)を参照ください。

参考までに、売上割合と雇用割合の関係について具体例の 1 つを挙げると以下のとおりとなります。

#### ○贈与税に係る認定会社 A 社（3 月末決算）

平成 22 年 2 月 1 日 認定取得

3 月 15 日 贈与税申告期限

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災発生

平成 24 年 3 月 1 日 省令第 2 条第 1 項（第 3 号）の確認を取得

3 月 15 日 贈与報告基準日（当該贈与報告基準日時点では、売上事業年度が無い同項第 3 号に係る報告の必要なし）

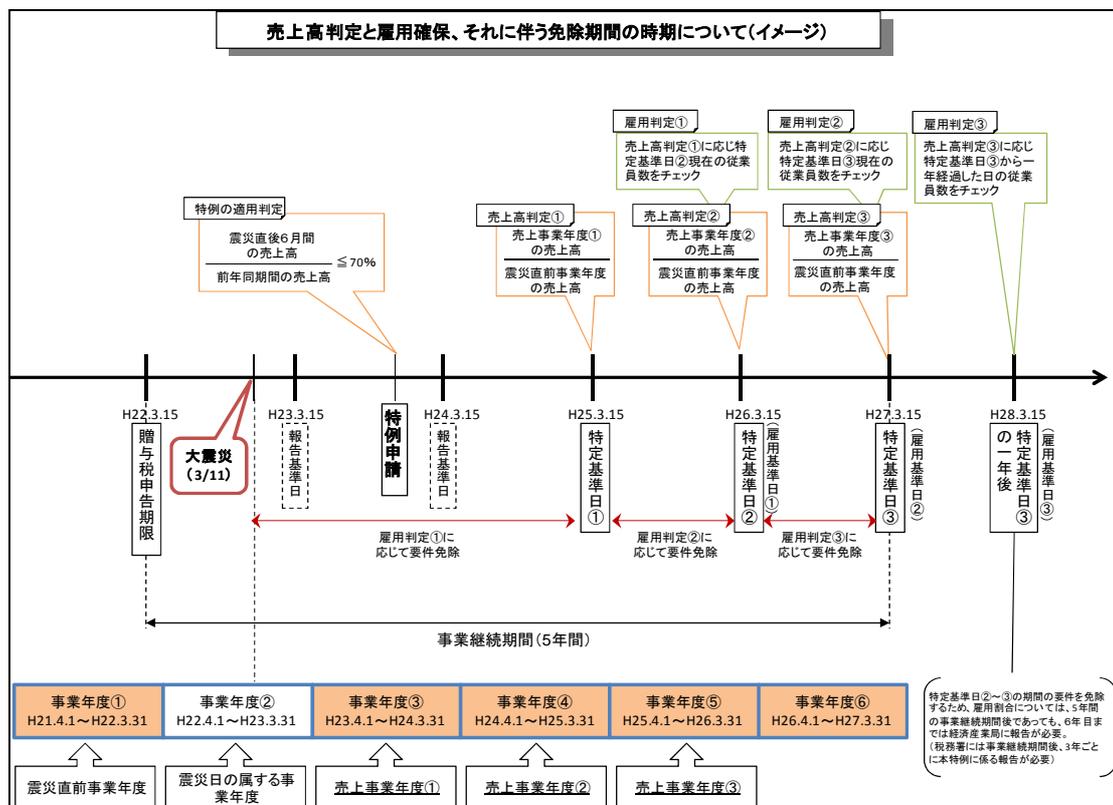
平成 25 年 3 月 15 日 贈与報告基準日＝特定基準日①（当該特定基準日①の直前事業年度が売上事業年度であるため、それに係る売上割合①を報告）

平成 26 年 3 月 15 日 贈与報告基準日＝特定基準日②＝雇用基準日①（特定基準日②の直前事業年度＝売上事業年度に係る売上割合②の報告及び売上割合①に応じた雇用基準日①における雇用割合の報告）

平成 27 年 3 月 15 日 贈与報告基準日＝特定基準日③＝雇用基準日②（特定基準日③の直前事業年度＝売上事業年度に係る売上割合③の報告及び売上割合②に応じた雇用基準日②における雇用割合の報告）

平成 28 年 3 月 15 日 特定基準日③から 1 年を経過する日＝雇用基準日③（売上割合③に応じた雇用基準日③における雇用割合の報告）

図表5 売上割合及び雇用割合の相互関係のイメージ



(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告(省令第3条第2項)

2 前条第一項の確認(同項第三号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者は、引き続いて前項第三号の規定の適用を受けようとする場合には、特定基準日(雇用割合に係る報告のうち最後の特定基準日に係るものについては、当該最後の特定基準日から一年を経過する日)の翌日から三月を経過する日までに、売上割合及び雇用割合を、様式第五による報告書に次に掲げる書類(当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。)を添付して、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 震災直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書
- 二 特定基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該特定基準日までの期間に到来する雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

省令第2条第1項(第3号)の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、引き続いて同号の特例の適用を受けようとする場合には、売上割合及び雇用割合について、定期的に経済産業大臣(経済産業局)に報告しなければなりません。

### ①報告期限

売上割合及び雇用割合は、事業継続期間中において、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（特定基準日）の翌日から 3 月を経過する日までに経済産業大臣（経済産業局）に報告する必要があります。また、雇用割合については、事業継続期間のうち最後に訪れる特定基準日から 1 年を経過する日における雇用割合についても、当該 1 年を経過する日の翌日から 3 月を経過する日までに経済産業大臣（経済産業局）に報告しなければなりません。

なお、贈与報告基準日が特定基準日に該当しない場合（当該贈与報告基準日の直前事業年度が売上事業年度にあたらぬ場合）は、本報告を行う必要がありません。

### ②報告書の記載要領

報告書は、次の様式を使用してください。

様式第 5	
売上割合及び雇用割合に係る報告書	
年 月 日	
経済産業大臣名	殿
	郵便番号
	会社所在地
	会社名
	電話番号
	代表者の氏名
	印
<p>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第 3 条第 2 項（第 5 項の規定により読み替えられた第 2 項）の規定により、下記の事項を報告します。</p>	
記	
1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について	
認定年月日及び番号	年 月 日（ 号）

特定基準日	年 月 日
事業年度の期間	月 日 から 月 日まで

## 2 売上割合

イ 震災直前事業年度における売上金額	(1)	円
ロ 売上事業年度における売上金額	(2)	円
売上割合（イの売上金額に対するロの売上金額の割合）	$(3) = (2) / (1)$	%
前回報告時における売上割合	(4)	%
過去に報告した売上割合が百分の百以上となった事実の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

## 3 雇用割合

贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数	(1)	人
雇用基準日における常時使用する従業員の数	$(2) = (a) + (b) + (c) - (d)$	人
厚 年金保険の被保険者の数	(a)	人
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	人
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人
雇用割合	$(3) = (2) / (1)$	%
前回報告時における売上割合(2(4))に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合		%以上
今回報告時における売上割合(2(3))に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合		%以上

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 省令第 3 条第 2 項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。）を添付する。
- 4 本報告は、贈与税（相続税）の申告期限から 5 年間、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から 3 月を経過する日までに報告する必要がある。ただし、「3 雇用割合」については、当該 5 年間のうち最後に訪れる特定基準日から 1 年を経過する日における雇用割合についても、当該 1 年を経過する日の翌日から 3 月を経過する日までに報告しなければならない。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「事業年度の期間」については、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。
- 3 「2 売上割合」の「前回報告時における売上割合」については、該当するものが無い場合は空欄とする。
- 4 「2 売上割合」の「震災直前事業年度」とは、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。
- 5 「2 売上割合」の「売上事業年度」とは、贈与税（相続税）の申告期限の翌日から 5 年を経過する日までに終了する各事業年度のうち、贈与報告基準日（相続報告基準日）が属する事業年度の直前の事業年度（1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合は、当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の属する年の前年の贈与報告基準日（相続報告基準日）の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）であって、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいう。
- 6 「2 売上割合」の「売上事業年度における売上金額」については、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合であり、売上事業年度に該当する事業年度が複数存在する場合は、震災直前事業年度の期間に相当する事業年度の期間の売上金額を記載する。
- 7 「3 雇用割合」の「雇用基準日」とは、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から 1 年を経過する日のことをいう。「雇用基準日における常時使用する従業員の数」については、本報告に係る「1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「特定基準日」における常時使用する従業員の数を記載する。

- 8 「3 雇用割合」については、最初の雇用基準日が到来していない場合は空欄とする。
- 9 「3 雇用割合」の「贈与の時（相続の開始の時）」における常時使用する従業員の数については、法第12条第1項の認定書（施行規則第6条第1項第7号又は第8号の事由に係るものに限る。）に添付された認定申請書に記載されている数を記載する。
- 10 「3 雇用割合」の「前回報告時における売上割合（2(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の前回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。
- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 前回報告時の売上割合が 100%以上       | 確保すべき雇用割合は「80%以上」 |
| 前回報告時の売上割合が 70%以上 100%未満 | 確保すべき雇用割合は「40%以上」 |
| 前回報告時の売上割合が 70%未満        | 確保すべき雇用割合は「0%以上」  |
- 11 「3 雇用割合」の「今回報告時における売上割合（2(3)）に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の今回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。
- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 今回報告時の売上割合が 100%以上       | 確保すべき雇用割合は「80%以上」 |
| 今回報告時の売上割合が 70%以上 100%未満 | 確保すべき雇用割合は「40%以上」 |
| 今回報告時の売上割合が 70%未満        | 確保すべき雇用割合は「0%以上」  |
- 12 「3 雇用割合」の「前回報告時における売上割合（2(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、最初の報告時においては空欄とする。

### ③添付書類

#### イ 損益計算書

震災直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書を提出してください。ただし、震災直前事業年度の損益計算書は初回報告時の提出で足り、2回目以降の報告では提出の必要はありません。

#### ロ 従業員数証明書

特定基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該特定基準日までの期間に到来する雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

#### ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、当該報告の参考となる書類を提出してください。

### (3) 合併・株式交換等があった場合の特例（省令第3条第3項）

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第十条（合併）及び規則第十一条（株式交換又は株式移転）の規定の適用については、規則第十条第一項及び規則第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確

認（同項第三号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第三号の規定の適用がないときは、この限りでない。

省令第2条第1項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転があった場合は、当該特定贈与認定中小企業者が認定を承継するための要件<sup>10</sup>のうち、資産管理会社非該当要件（規則第10条第1項第4号の一部若しくは第5号又は規則第11条第1項第4号の一部若しくは第5号）については免除されます。なお、規則第10条第1項及び第11条第1項の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表①を参照ください。

#### (4) 年次報告時における提出書類の追加（省令第3条第4項）

4 特定贈与認定中小企業者が第二条第一項の確認を受けた場合における規則第十二条（報告）の適用については、同条中「一通」とあるのは、「一通、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し」とする。

省令第2条第1項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者は、規則第12条の各種報告時において、省令第2条第1項の確認書の写しも併せて提出する必要があります。なお、規則第12条の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表②を参照ください。

### 3. 特定相続認定中小企業者に対する特例等（省令第3条第5項）

5 前四項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「規則第十二条第一項」とあるのは「規則第十二条第三項」と、「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における」とあるのは「における」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日における」とあるのは「における」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、第二項中「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、第三項中「第十条第一項及び規則第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び規則第十一条第二項」と読み替えるものとする。

特定相続認定中小企業者に対する特例等については、省令第3条第5項の規定により、同条第1項から第4項までの特定贈与認定中小企業者に係る認定の特例等を読み替えて

<sup>10</sup> 合併・株式交換等の際における経済産業大臣の認定の承継の内容については、「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル 平成23年11月改訂」の第4章第7節及び第8節を参照ください。

適用することとなっており、特定贈与認定中小企業者と同様の特例措置及び報告義務等の適用があります。

省令第3条第1項から第4項までにおける読替後の規定（下線が読替部分）及びその解説は以下のとおりです。

（1）事業継続要件の特例（読替後の省令第3条第1項）

≪資産の被害が大きい会社に対する特例≫〈読替後〉

（経済産業大臣の認定の特例等）

第三条 特定相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第九条第三項第三号（常時使用する従業員の数）、第十二号（資産保有型会社）及び第十三号（資産運用型会社）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第三項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実<sup>11</sup>に該当することとなった場合であっても、当該特定相続認定中小企業者は、これらの事実<sup>11</sup>に該当しないものとみなす。

省令第2条第1項の確認（第1号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、平成23年3月11日以後における事業継続期間（相続税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期限））中において、雇用確保要件（規則第9条第3項第3号）及び資産管理会社非該当要件<sup>11</sup>（規則第9条第3項第12号及び第13号）が免除されます。

（参考）規則第9条第3項

3 経済産業大臣は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一～二 （略）

三 相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る相続の開始の時に於ける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。

四～十一 （略）

十二 当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

<sup>11</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除することとなっている。

《従業員が多くが属する事業所が被災した会社に対する特例》〈読替後〉

二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第三項第十二号又は第十三号に規定する事実<sup>12</sup>に該当することとなった場合又は当該特定相続認定中小企業者が相続報告基準日（規則第十二条第三項に規定する相続報告基準日をいう。以下同じ。）における被災事業所の常時使用する従業員の数が法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定相続認定中小企業者が規則第九条第三項第三号に規定する事実<sup>12</sup>に該当することとなった場合（当該特定相続認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該相続報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であっても、当該特定相続認定中小企業者は、これらの事実<sup>12</sup>に該当しないものとみなす。

省令第2条第1項の確認（第2号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、平成23年3月11日以後における事業継続期間（相続税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期限））中において、資産管理会社非該当要件<sup>12</sup>（規則第9条第3項第12号及び第13号）が免除されます。

雇用確保要件（規則第9条第3項第3号）については、平成23年3月11日以後における事業継続期間中において、被災事業所の相続報告基準日における常時使用する従業員数が相続の開始の時における常時使用する従業員数の8割を満たせなかったことにより、当該中小企業者全体として雇用確保要件を満たせなかった場合は、免除されます。

ただし、被災事業所以外の事業所の相続報告基準日における常時使用する従業員数が相続開始の時における常時使用する従業員数の8割を満たしていない場合は、この特例の適用はありません。従って、当該確認を受けた特定相続認定中小企業者が雇用確保要件（規則第9条第3項第3号）を満たしていない場合にあっては、規則第12条第1項に規定する年次報告事項の1つである常時使用する従業員数の報告の際に、当該被災事業所以外の事業所が上記雇用8割を満たしているか否かもチェックを受ける必要があります。

<sup>12</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除することとなっている。

《売上高が大幅に減少した会社に対する特例》〈読替後〉

- 三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第三項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合であっても、売上割合（当該特定相続認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に対する当該特定相続認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定相続認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定相続認定中小企業者の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある相続報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）における常時使用する従業員の数の割合をいう。次項において同じ。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定相続認定中小企業者は、特定基準日の直前の相続報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から当該特定基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。
- イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十
- ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十
- ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

省令第2条第1項の確認（第3号に係るものに限る。）を受けた特定相続認定中小企業者は、図表6に示す売上割合に応じた雇用割合を確保しているときに限り、特定基準日の直前の相続報告基準日（当該特定基準日が震災後最初に到来する特定基準日である場合は平成23年3月11日）の翌日から当該特定基準日までの期間は、雇用確保要件（規則第9条第3項第3号）及び資産管理会社非該当要件<sup>13</sup>（規則第9条第3項第12号及び第13号）が免除又は緩和されます。

<sup>13</sup> 資産管理会社非該当要件については、租税特別措置法において事業継続期間後も要件が課されているが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、一定の要件の下、認定有効期限後の一定期間（5年間）においても免除されることとなっている。

図表 6 売上割合及び雇用割合

売上割合 (震災直前事業年度との対比)	雇用割合 (相続開始時との対比)
70%未満	免除
70%以上～100%未満	40%
100%以上	80%

本号に規定する主な用語の定義は以下のとおりです。

①震災直前事業年度

震災直前事業年度とは、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の直前の事業年度をいいます。

②売上事業年度

売上事業年度とは、規則第 12 条第 3 項第 6 号に規定する相続報告基準年度<sup>14</sup>のうち、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいいます。

③特定基準日

売上事業年度の翌事業年度中にある相続報告基準日をいいます。

④雇用基準日

特定基準日の翌日から 1 年を経過する日をいいます。

⑤売上割合

震災直前事業年度における売上金額に対する売上事業年度における売上金額の割合をいいます。

相続報告基準日の属する事業年度の直前事業年度 (震災日が属する事業年度以前のものを除く。＝売上事業年度)の売上高の合計
--

＝売上割合

震災日が属する事業年度の直前事業年度(＝震災直前事業年度)の売上高の合計
--------------------------------------

⑥雇用割合

相続の開始の時における常時使用する従業員の数に対する雇用基準日における常時使用する従業員の割合をいいます。

売上事業年度の翌事業年度中にある相続報告基準日(＝特定基準日)の 翌日から一年を経過する日(＝雇用基準日)における常時使用従業員の数
---

＝雇用割合

相続の開始の時における常時使用従業員の数
----------------------

<sup>14</sup> 規則第 12 条第 3 項第 6 号に規定する相続報告基準年度とは、相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいいます。

特定相続認定中小企業者は、売上割合を判定した報告基準日（＝特定基準日）から 1 年を経過する日（雇用基準日）に当該売上割合に応じた雇用を確保する必要があります。このように、雇用を確保する時期が 1 年ずれている理由は、会社が直近の売上割合を把握（損益計算書を作成するなどの決算処理後）してから雇用を調整するまでに一定の期間が必要であること等を勘案しているためです。

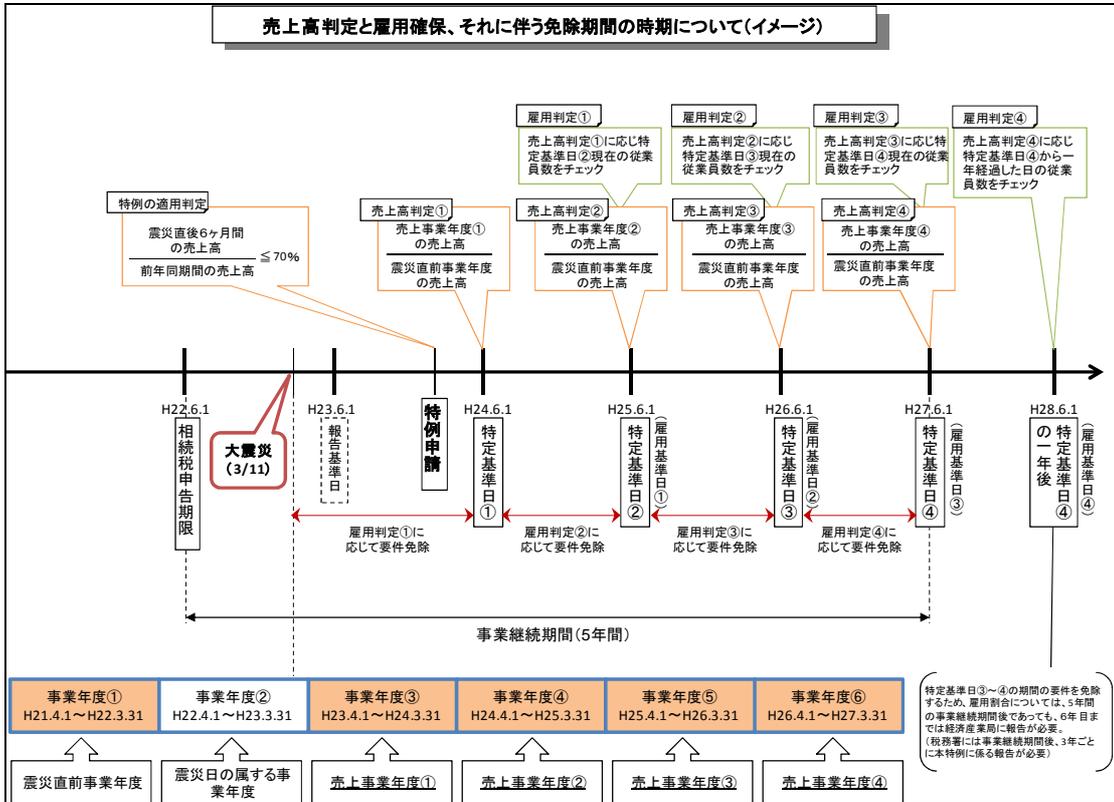
なお、本号の特例を受ける特定相続認定中小企業者は、引き続いて同号の特例の適用を受けようとする場合には、売上割合及び雇用割合について、経済産業大臣（経済産業局）に定期的に報告しなければなりません。報告手続の詳細については、次の本節 3.(2)を参照ください。

参考までに、売上割合と雇用割合の関係について具体例の 1 つを挙げると以下のとおりとなります。

#### ○相続税に係る認定会社 A 社（3 月末決算）

平成 22 年 4 月 1 日	認定取得
6 月 1 日	相続税申告期限
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
平成 24 年 4 月 1 日	省令第 2 条第 1 項（第 3 号）の確認を取得
平成 24 年 6 月 1 日	相続報告基準日＝特定基準日①（当該特定基準日①の直前事業年度が売上事業年度であるため、それに係る売上割合①を報告）
平成 25 年 6 月 1 日	相続報告基準日＝特定基準日②＝雇用基準日①（特定基準日②の直前事業年度＝売上事業年度に係る売上割合②の報告及び売上割合①に応じた雇用基準日①における雇用割合の報告）
平成 26 年 6 月 1 日	相続報告基準日＝特定基準日③＝雇用基準日②（特定基準日③の直前事業年度＝売上事業年度に係る売上割合③の報告及び売上割合②に応じた雇用基準日②における雇用割合の報告）
平成 27 年 6 月 1 日	相続報告基準日＝特定基準日④＝雇用基準日③（特定基準日④の直前事業年度＝売上事業年度に係る売上割合④の報告及び売上割合③に応じた雇用基準日③における雇用割合の報告）
平成 28 年 6 月 1 日	特定基準日④から 1 年を経過する日＝雇用基準日④（売上割合④に応じた雇用基準日④における雇用割合の報告）

図表 7 売上割合及び雇用割合の相互関係のイメージ



(2) 売上割合及び雇用割合に係る報告 (読替後の省令第3条第2項)

2 前条第一項の確認(同項第三号に係るものに限る。)を受けた特定相続認定中小企業者は、引き続いて前項第三号の規定の適用を受けようとする場合には、特定基準日(雇用割合に係る報告のうち最後の特定基準日に係るものについては、当該最後の特定基準日から一年を経過する日)の翌日から三月を経過する日までに、売上割合及び雇用割合を、様式第五による報告書に次に掲げる書類(当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。)を添付して、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 震災直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書
- 二 特定基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該特定基準日までの期間に到来する雇用基準日における当該特定相続認定中小企業者の従業員数証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

省令第2条第1項第3号の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、引き続いて同号の特例の適用を受けようとする場合には、売上割合及び雇用割合について、経済産業大臣(経済産業局)に報告しなければなりません。

### ①報告期限

売上割合及び雇用割合については、事業継続期間中、売上事業年度の翌事業年度中にある相続報告基準日（特定基準日）の翌日から 3 月を経過する日までに経済産業大臣（経済産業局）に報告する必要があります。また、雇用割合については、事業継続期間のうち最後に訪れる特定基準日から 1 年を経過する日における雇用割合についても、当該 1 年を経過する日の翌日から 3 月を経過する日までに経済産業大臣（経済産業局）に報告しなければなりません。

なお、相続報告基準日が特定基準日に該当しない場合（当該相続報告基準日の直前事業年度が売上事業年度にあたらぬ場合）は、本報告を行う必要がありません。

### ②報告書の記載要領

報告書は、本節 2.（2）②にある様式第 5 を使用してください。

### ③添付書類

#### イ 損益計算書

震災直前事業年度及び売上事業年度における損益計算書を提出してください。ただし、震災直前事業年度の損益計算書は初回報告時の提出で足り、2 回目以降の報告では提出の必要はありません。

#### ロ 従業員数証明書

特定基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該特定基準日までの期間に到来する雇用基準日における当該特定相続認定中小企業者の従業員数証明書を提出してください。

#### ハ その他参考となる書類

上記のほか、必要に応じ、当該報告の参考となる書類を提出してください。

### （3）合併・株式交換等があった場合の特例（読替後の省令第 3 条第 3 項）

3 特定相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第十条（合併）及び規則第十一条（株式交換又は株式移転）の規定の適用については、規則第十条第二項及び規則第十一条第二項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定相続認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第三号の規定の適用がないときは、この限りでない。

省令第 2 条第 1 項の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、吸収合併、新設合併、株式交換又は株式移転があった場合に、当該特定相続認定中小企業者が認定を承継するた

めの要件<sup>15</sup>のうち、資産管理会社非該当要件（規則第 10 条第 1 項第 4 号の一部及び第 5 号又は規則第 11 条第 1 項第 4 号の一部及び第 5 号）については免除されます。なお、規則第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表③を参照ください。

(4) 年次報告時における提出書類の追加（読替後の省令第 3 条第 4 項）

4 特定相続認定中小企業者が第二条第一項の確認を受けた場合における規則第十二条（報告）の適用については、同条中「一通」とあるのは、「一通、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し」とする。

省令第 2 条第 1 項の確認を受けた特定相続認定中小企業者は、規則第 12 条の各種報告時において、省令第 2 条第 1 項の確認書の写しも併せて提出する必要があります。なお、規則第 12 条の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表②を参照ください。

4. 認定を受けようとする会社に対する認定要件の特例（省令第 3 条第 6～8 項）

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第六条第一項第七号（贈与税に係る認定要件）の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から平成二十三年三月十日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が平成二十三年三月十一日以後である場合を除く。）。」とする。

省令第 2 条第 1 項の確認を受けた贈与認定前中小企業者は、法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るもの）を受けるときの要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第 6 条第 1 項第 7 号ロ及びハ）については、平成 23 年 3 月 11 日以後（資産運用型会社については同年 3 月 11 日の属する事業年度以後の事業年度）における当該要件が免除されます。雇用確保要件（規則第 6 条第 1 項第 7 号又）については、贈与認定申請基準日（規則第 6 条第 1 項第 7 号ハ）が平成 23 年 3 月 11 日以後である場合は免除されます。なお、規則第 6 条第 1 項第 7 号の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表④を参照ください。

<sup>15</sup> 合併・株式交換等の際における経済産業大臣の認定の承継の内容については、「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル 平成 23 年 11 月改訂」の第 4 章第 7 節及び第 8 節を参照ください。

7 相続認定前中小企業者（平成二十三年三月十一日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認を受けた場合における規則第六条第一項第八号（相続税に係る認定要件）の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から平成二十三年三月十日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）と、同号リ中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が平成二十三年三月十一日以後である場合を除く。）。」とする。

省令第2条第1項の確認を受けた相続認定前中小企業者（平成23年3月11日前に起きた相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの）を受けるときの要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第6条第1項第8号ロ及びハ）については、平成23年3月11日以後（資産運用型会社については同年3月11日の属する事業年度以後の事業年度）における当該要件が免除されます。雇用確保要件（規則第6条第1項第8号リ）については、相続認定申請基準日（規則第6条第1項第8号ハ）が平成23年3月11日以後である場合は免除されます。なお、規則第6条第1項第8号の読替後の規定は巻末の「（参考）読替表」にある読替表⑤を参照ください。

8 相続認定前中小企業者（平成二十三年三月十一日から施行日以後六月を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認を受けた場合における規則第六条第一項第八号（相続税に係る認定要件）の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト（3）及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」と、同号ト（5）中「該当するときを除く」とあるのは「該当するとき、又は、当該被相続人が、代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であるときを除く」と、「（3）（i）又は（ii）のいずれかに該当するとき。」とあるのは「（3）（ii）に該当するとき。」とする。

省令第2条第1項の確認を受けた相続認定前中小企業者（平成23年3月11日から平成24年6月13日までに起きた相続に係る認定を受けようとする中小企業者に限ります。）は、法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの）を受けるときの要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第6条第1項第8号ロ及びハ）及び雇用確保要件（規則第6条第1項第8号リ）については免除されます。

さらに、当該相続認定前中小企業者は、これらの要件免除に加えて、①計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認を取得していなければならない要件（規則第6条第1項第8号ト(3)、(5)の一部）及び②後継者が相続開始の直前において当該中小企業者の役員に就任していなければならない要件（規則第6条第1項第8号ト(3)の一部）についても免除されます。ただし、この場合においても、当該代表者の被相続人は代表者であった期間のいずれかの時点でその同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有していたことがあることが必要となります。なお、規則第6条第1項第8号の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表⑥を参照ください。

#### 5. 経営承継贈与者の相続が開始した場合の特例（省令第3条第9項）

9 規則第十三条第一項（経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認）に規定する特別贈与認定中小企業者等が前条第一項の確認を受けた場合における規則第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（平成二十三年三月十一日以後最初に到来する贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。）」とする。ただし、当該特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けていた場合であって第一項第三号の規定の適用がないときは、この限りでない。

経営承継贈与者の相続が開始した場合において、特別贈与認定中小企業者等が省令第2条第1項の確認を受けた場合は、規則第13条第1項に規定する経済産業大臣の確認を受けるための要件のうち、資産管理会社非該当要件（規則第13条第1項第3号及び第4号）については免除されます。なお、規則第13条第1項の読替後の規定は巻末の「(参考) 読替表」にある読替表⑦を参照ください。

## 第5節 合併・株式交換等があった場合の従業員数及び売上金額（省令第4条関係）

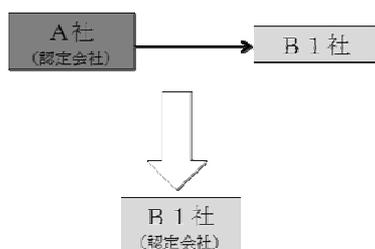
### 1. 従業員数の加算

#### （1）合併

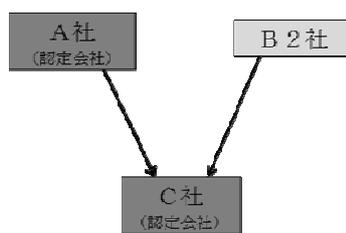
省令第2条第1項（同項2号又は3号に係るものに限る）の確認を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等（規則第6条第1項第7号ト(5)）が規則第10条第1項の規定により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける常時使用する従業員数の計算方法は次のとおりとなります。

なお、以下の解説においては、下図のとおり、承継前の特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者をA社、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をB1社（吸収合併）若しくはC社（新設合併）といいます。

#### 【吸収合併】



#### 【新設合併】



#### ○被災事業所以外の事業所の従業員数、雇用割合の判定における従業員数

第4節3.で解説した「従業員の多くが属する事業所が被災した会社」に対する特例（省令第3条第1項第2号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号）を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が、合併により消滅したにもかかわらず、その認定を承継した場合において、当該特例に係る規定のうち、被災事業所以外の事業所の常時使用する従業員数に関する規定については、贈与の時又は相続の開始の時におけるA社の被災事業所以外の事業所の従業員数と合併効力発生日等の直前のB1社（及び吸収合併の場合におけるA社以外の吸収合併消滅会社）又はB2社（及び新設合併の場合におけるA社並びにB2社以外の新設合併消滅会社）の従業員数の合計数に対する贈与報告基準日又は相続報告基準日におけるB1社又はC社の被災事業所以外の事業所の従業員数の割合が80%を下回ることを読み替えられます。

なお、この読替は第4節4.で解説した「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者の雇用割合の判定における従業員数についても同様の考え方で計算します。

合併後の贈与・相続報告基準日における  
B社又はC社の被災事業所以外の事業所の従業員数

贈与・相続の時ににおけるA社の被災事業所以外の事業所の従業員数

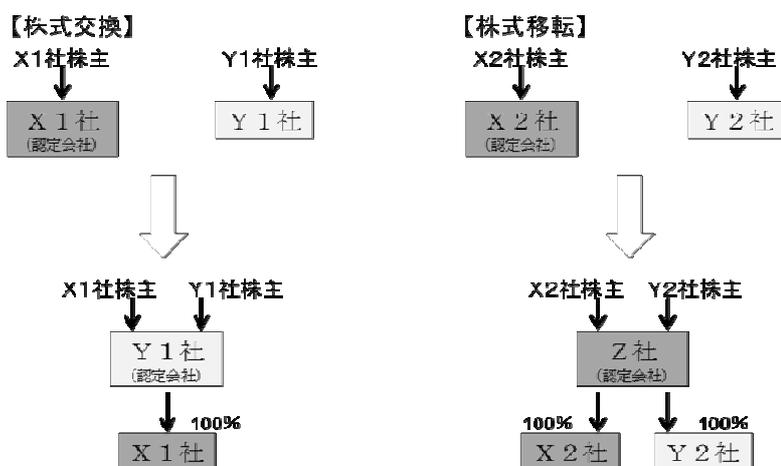
+

合併効力発生日等の直前におけるB社の従業員数

## (2) 株式交換等

省令第2条第1項(同項2号又は3号に係るものに限る)の確認を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等(規則第6条第1項第7号ト(5))となった場合において、株式交換完全親会社等(同号ト(5))が規則第11条第1項の規定により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける常時使用する従業員数の計算方法は次のとおりとなります。

なお、以下の解説においては、下図のとおり、承継前の特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者をX1社(株式交換)又はX2社(株式移転)、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をY1社(株式交換)若しくはZ社(株式移転)といいます。



## ○被災事業所以外の事業所の従業員数、雇用割合の判定における従業員数

第4節3.で解説した「従業員の多くが属する事業所が被災した会社」に対する特例(省令第3条第1項第2号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号)を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となったにもかかわらず、株式交換完全親会社等が認定を承継した場合において、当該特例に係る規定のうち、被災事業所以外の事業所の従業員数に関する規定については、贈与の時又は相続の開始の時ににおけるX1社(株式交換)又はX2社(株式移転)の被災事業所以外の事業所の従業員数と合併効力発生日等の直前のY1社(株式交換)又はY2社(株式移転)の従業員数の合計数に対する贈与報告基準日又は相

続報告基準日におけるY1社又はZ社の従業員数にX1社又はX2社の被災事業所以外の事業所の従業員数を加えた数の割合が80%を下回るものと読み替えられます。

なお、この読替は第4節4.で解説した「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者の雇用割合の判定における従業員数についても同様の考え方で計算します。

株式交換等後の贈与・相続報告基準日におけるY1社又はZ社における従業員数 + 同日におけるX1社又はX2社における被災事業所以外の事業所の従業員数		
贈与・相続の時ににおけるX1社又はX2社の 被災事業所以外の事業所の従業員数	+	合併効力発生日等の直前における Y1社又はY2社の従業員数

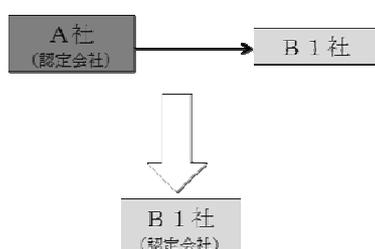
## 2. 売上金額の加算

### (1) 合併

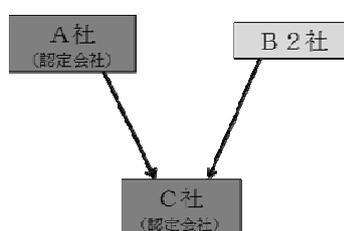
第4節4.で解説した「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等（規則第6条第1項第7号ト(5)）が規則第10条第1項の規定により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける売上割合の計算方法は次のとおりとなります。

なお、以下の解説においては、下図のとおり、承継前の特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者をA社、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をB1社（吸収合併）若しくはC社（新設合併）といいます。

#### 【吸収合併】



#### 【新設合併】



### ○売上割合の計算方法

「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた特定贈与認定中小企業者又

は特定相続認定中小企業者が合併により消滅したにもかかわらず、その認定を承継した場合において、当該特例に係る規定のうち、売上割合に関する規定については、震災直前事業年度におけるA社の売上金額と合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度におけるB1社（及び吸収合併の場合におけるA社以外の吸収合併消滅会社）又はB2社（及び新設合併の場合におけるA社並びにB2社以外の新設合併消滅会社）の売上金額の合計金額に対する売上事業年度におけるB1社又はC社の売上金額（売上事業年度が吸収合併日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度である場合はA社及びB1社（及び吸収合併の場合におけるA社以外の吸収合併消滅会社）又はB2社（及び新設合併の場合におけるA社並びにB2社以外の新設合併消滅会社）の売上金額であると読み替えられます。

売上事業年度におけるB1社又はC社の売上高 （売上事業年度が吸収合併日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度である場合はA社及びB1社又はB2社の売上高）
---

震災直前事業年度におけるA社の売上高
--------------------

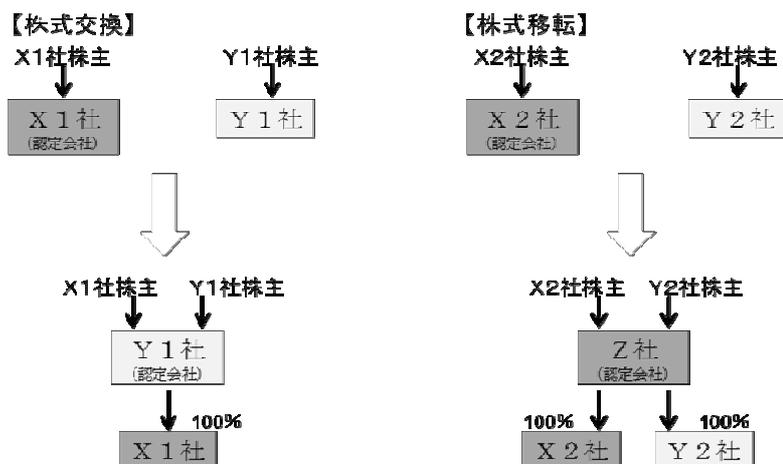
+

合併効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度におけるB1社又はB2社の売上高
--

## （2）株式交換等

第4節4.で解説した「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（規則第6条第1項第7号ト(5)）となった場合において、株式交換完全親会社等（同号ト(5)）が規則第11条第1項の規定により特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける売上割合の計算方法は次のとおりとなります。

なお、以下の解説においては、下図のとおり、承継前の特定贈与認定中小企業者又は特定相続認定中小企業者をX1社（株式交換）又はX2社（株式移転）、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者たる地位を承継する会社をY1社（株式交換）若しくはZ社（株式移転）といいます。



### ○売上割合の計算方法

「売上高が大幅に減少した会社」に対する特例（省令第3条第1項第3号、同条第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号）を受けた贈与認定中小企業者又は相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（規則第6条第1項第7号ト(5)）となったにもかかわらず、株式交換完全親会社等が認定を承継した場合において、当該特例に係る規定のうち、売上割合に関する規定については、震災直前事業年度におけるX1社（株式交換）又はX2社（株式移転）の売上金額と株式交換発生日等の属する事業年度の直前の事業年度におけるY1社（株式交換）又はY2社（株式移転）の売上金額の合計額に対する売上事業年度におけるX1社又はX2社及びY1社又はY2社の売上金額であると読み替えられます。

売上事業年度におけるX1社又はX2社及びY1社又はY2社の売上高		
震災直前事業年度におけるX1社又はX2社の売上高	+	株式交換発生日等の属する事業年度の直前の事業年度におけるY1社又はY2社の売上高

(参考) 読替表

(下線部が読替部分)

①省令第三条第三項による規則第十条第一項及び十一条第一項の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(合併があった場合の認定の承継)</p> <p>第十条 特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日(以下「合併効力発生日等」という。)に次(第五号に掲げる事由を除く。)に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第十三項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は<u>風俗営業会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>六 省略</p>	<p>(合併があった場合の認定の承継)</p> <p>第十条 特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日(以下「合併効力発生日等」という。)に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第十三項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 同左</p> <p>四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、<u>風俗営業会社又は資産保有型会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p>
<p>(株式交換等があった場合の認定の承継)</p> <p>第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等と</p>	<p>(株式交換等があった場合の認定の承継)</p> <p>第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等と</p>

<p>なった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日（以下「株式交換効力発生日等」という。）に<u>次（第五号に掲げる事由を除く。）</u>に掲げるいずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は<u>風俗営業会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>六 省略</p>	<p>なった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日（以下「株式交換効力発生日等」という。）に<u>次に掲げる</u>いずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 同左</p> <p>四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、<u>風俗営業会社又は資産保有型会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p>
---	--

②省令第三条第四項による規則第十二条の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(報告)</p> <p>第十二条 特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～八 省略</p> <p>2 前項の報告をしようとする特別贈与</p>	<p>(報告)</p> <p>第十二条 同上</p> <p>2 前項の報告をしようとする特別贈与</p>

<p>認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）</u>第二条第三項の確認書の写し及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>一～八 省略</p> <p>3 特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～八 省略</p> <p>4 前項の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）</u>第二条第三項の確認書の写し及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>一～八 省略</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、第九条第二項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業</p>	<p>認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>3 同上</p> <p>4 前項の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>5 同上</p>
--	---

<p>者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。)にあっては、同項各号のいずれかに該当した日(以下「随時贈与報告基準日」という。)の翌日から一月(当該経営承継受贈者が死亡した場合にあっては、四月)を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該経営承継受贈者が死亡した場合にあっては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。</p> <p>一～八 省略</p> <p>6 前項ただし書の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成二十三年経済産業省令第六十七号)第二条第三項の確認書の写し</u>及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>一～八 省略</p> <p>7 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、第九条第三項各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに該当した場合(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。)にあっては、同項各号のいずれかに該当した日(以下「随時相続報告基準日」という。)の翌日から一月(当該経営承継相続人が死亡した場合にあっては、四月)を経過する日までに、その旨を経済産業大臣に報告しな</p>	<p>6 前項ただし書の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>7 同上</p>
---	---

<p>ければならない。ただし、当該経営承継相続人が死亡した場合にあっては、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。</p> <p>一～八 省略</p> <p>8 前項ただし書の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し</u>及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>一～八 省略</p> <p>9 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、経済産業大臣に対し、合併効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し</u>及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>一～十 省略</p> <p>10 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、経済産業大臣に対し、</p>	<p>8 前項ただし書の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>9 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、経済産業大臣に対し、合併効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>10 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、経済産業大臣に対し、</p>
---	--

<p>株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</u></p> <p>一～十 省略</p>	<p>株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p>
<p>11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあっては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から四月を経過する日までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～八 省略</p>	<p>11 同上</p>
<p>12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通、<u>東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）第二条第三項の確認書の写し及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣</u></p>	<p>12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。</p>

に提出するものとする。 一～八 省略 13 省略	13 省略
--------------------------------	-------

③省令第三条第五項により読替えられた同条第三項による規則第十条第一項及び十一条第一項の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(合併があった場合の認定の承継)</p> <p>第十条 省略</p> <p>2 特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に<u>次(第五号に掲げる事由を除く。)</u>に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第十三項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は<u>風俗営業会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 吸収合併の場合にあっては、当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該吸収合併存続会社等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>六 省略</p> <p>(株式交換等があった場合の認定の承継)</p> <p>第十一条</p> <p>2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の</p>	<p>(合併があった場合の認定の承継)</p> <p>第十条 省略</p> <p>2 特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に<u>次に掲げる</u>いずれにも該当することについて第十二条第十三項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 同左</p> <p>四 当該吸収合併存続会社等が上場会社等、<u>風俗営業会社又は資産保有型会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p> <p>(株式交換等があった場合の認定の承継)</p> <p>第十一条</p> <p>2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の</p>

<p>会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、<u>株式交換効力発生日等に次（第五号に掲げる事由を除く。）</u>に掲げるいずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 省略</p> <p>四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は<u>風俗営業会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 株式交換の場合にあっては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>六 省略</p>	<p>会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、<u>株式交換効力発生日等に次に掲げる</u>いずれにも該当することについて次条第十三項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。</p> <p>一～三 同左</p> <p>四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、<u>風俗営業会社又は資産保有型会社</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>五 同左</p> <p>六 同左</p>
---	--

④省令第三条第六項による規則第六条第一項第七号の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 省略</p> <p>七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下こ</p>	<p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 同左</p> <p>一～六 同左</p> <p>七 同左</p>

<p>の号において同じ。)が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から平成二十三年三月十日までの間において、資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>ハ 贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）<u>（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）</u>においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>ニ～リ 省略</p> <p>ヌ 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を<u>下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が平成二十三年三月十一日以後である場合を除く。）</u>。</p>	<p>イ 同左</p> <p>ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>ハ 贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）<u>においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。</u></p> <p>ニ～リ 同左</p> <p>ヌ 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を<u>下回らないこと。</u></p>
--	---

⑤省令第三条第七項による規則第六条第一項第八号の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。</p> <p>八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から平成二十三年三月十日までの間において、資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>ハ 当相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経</p>	<p>(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)</p> <p>第六条 同左</p> <p>八 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>ハ 相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過す</p>

<p>過する日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。) (平成二十三年三月十一日の属する事業年度以後の事業年度を除く。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>ニ～チ 省略</p> <p>リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回らないこと(当該相続認定申請基準日が平成二十三年三月十一日以後である場合を除く。))。</p>	<p>る日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>ニ～チ 同左</p> <p>リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を下回らないこと。</p>
--	--

⑥省令第三条第八項による規則第六条第一項第八号の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。</p> <p>八 当該中小企業者が次(ロ、ハ、ト(3)及びリ)に掲げる事由を除く。)に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の</p>	<p>(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)</p> <p>第六条 同左</p> <p>八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において</p>

<p>日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>ハ 相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>ニ～チ 省略</p> <p>ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(以下「経営承継相続人」という。)であること。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に</p>	<p>代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> <p>ハ 同左</p> <p>ニ～チ 同左</p> <p>ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(以下「経営承継相続人」という。)であること。</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p>(5) 当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に</p>
---	--

<p>係る特定代表者であること（次に掲げるいずれかに該当するとき、又は、当該被相続人が、代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であるときを除く。）。</p> <p>(i) (3) (ii) に該当するとき。</p> <p>(ii) (3) (iii) に該当する場合であって、当該代表者の被相続人が特定後継者であったとき。</p> <p>(6) ~ (7) 省略</p> <p>リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回らないこと。</p>	<p>係る特定代表者であること（次に掲げるいずれかに該当するときを除く。）。</p> <p>(i) (3) (i) 又は (ii) のいずれかに該当するとき。</p> <p>(ii) 同左</p> <p>(6) ~ (7) 同左</p> <p>リ 同左</p>
--	--

⑦省令第三条第九項による規則第十三条第一項の読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認)</p> <p>第十三条 特別贈与認定中小企業者等 (特別贈与認定中小企業者(特別贈与</p>	<p>(経営承継贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認)</p> <p>第十三条 特別贈与認定中小企業者等 (特別贈与認定中小企業者(特別贈与</p>

<p>認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)は、当該特別贈与認定中小企業者等(同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。)に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、<u>次の各号(平成二十三年三月十一日以後最初に到来する贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。)</u>のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。</p> <p>一～二 省略</p> <p>三 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。</p> <p>四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。</p> <p>五～九 省略</p>	<p>認定中小企業者であった者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。)及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。)は、当該特別贈与認定中小企業者等(同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。)に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、<u>次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確認を受けることができる。</u></p> <p>一～二 同左</p> <p>三 同左</p> <p>四 同左</p> <p>五～九 同左</p>
--	---